

導入

「なぜ今、生物多様性か」

○急速に失われつつある生態系・種

・生物多様性条約が発行されてから20年経つが、今だ急速に生物多様性の減少・劣化が進んでいることが世界的な現状である。

○生物多様性がもたらす豊かな恵み

・生物多様性の価値は実感されにくいだが、実は暮らしの基礎であり、資源としての利用を始め、地域特有の文化をも育んでいる。また、自然によって災害から守られてもいる。

・生態系サービスの貨幣価値の換算事例では、地球全体で年間約33兆ドルという資産があり、私たちの経済的活動が生物多様性に直接的に関与しているため、経済的側面からも最近は取り上げられている。

「日本の生物多様性の危機（3+1）」

・3つの危機に加え、地球温暖化による危機は、生物多様性への影響を通して私たちの暮らしに影響する恐れがある。

「2010年目標の達成状況の評価結果」

・10年、20年の間に生物多様性の減少を止める努力をしなければ、近いうちに取り返しのつかないティッピングポイント（転換点）に達してしまう恐れがあると警鐘が鳴らされた。

「不可逆的な変化のおそれ（JBO：生物多様性総合評価報告）」

・日本でも全体としては生物多様性の損失の傾向が止まっておらず、特に沿岸域など地域的に生物多様性の減少・劣化が進んでいる。

「生物多様性条約とは」

・日本はこの条約の発行以来、最初から加盟しており、世界の中でも政府としては力を入れて取り組んでいる方だと思う。

「生物多様性基本法」

・この基本法に基づいて作られた生物多様性国家戦略では、政府としてどのように生物多様性の保全に取り組んでいくか、全体的な方向性や考え方、そして個別の600以上の施策をこの戦略の中に位置付けている。

「生物多様性国家戦略2010」

・COP10をきっかけとして、日本の生物多様性の2050年までの中長期目標、2020年までの短期目標のイメージを国家戦略の中でしっかりと位置付けた。

本題

「生物多様性条約第10回締約国会議（CBD-COP10）」

- ・参加者は、COP9の7,000人に対して、13,000人以上となり過去最大であった。
- ・最後の交渉の場面では、閣僚級からの政治的なガイダンスが示され、最後の取りまとめ

の段階では閣僚級からのいろんなコミット（公約）もあった。

・日本は議長国として、会議の進行、あるいは議論の取りまとめを行った。最後まで交渉が難航した際には議長として采配をふる場面が各所であり、議長から再提案を示して最後には同意に持ち込んだ。

「COP10/MOP5の主な議題」

○ポスト2010年目標（愛知目標）

・これは大きなポイントであり、今後中長期的にどうしていくのか、条約全体の世界目標が定められた。

○ABSに関する国際的枠組み

・COP8において、COP10までに検討を終えることが決議で決まっていたこともあり、名古屋議定書という形でABSに関する新しい議定書が採択された。

○カルタヘナ補足議定書

・国境を越えた遺伝子組み換え生物が、生物多様性に損害を与えた場合の補償に関する考え方についての補足議定書が採択された。

「ポスト2010年目標（愛知目標）」

○長期目標（2050年まで）

・中長期的な観点からのビジョンが、まず一番上に設定されている。これは自然と共生する知見を持つ日本からの提案を受けた形であり、世界的にも共感を得られた。

・2050年までの出来るだけ早い段階で生物多様性の損失を食い止めて、一部でもそこから回復をしていく考え方。

○短期目標（2020年まで）

・効果的、緊急に皆が行動することをミッションとして設定されている。

○個別目標

・ミッションを達成するために20項目がターゲットとなっている。

1～4：生物多様性を社会のあらゆる側面に組み込んでいくための大きなターゲットとしている。

11：今の2010年目標にも入っている保護区の目標は、保全の進んでいる陸域については10%から17%に引き上げている。

・これは世界目標であるため、各国はこれに基づいて自分たちで目標を作って取り組んでいくことになる。

「遺伝資源へのアクセスと利益配分（ABS）の仕組み」

・事前の同意をとった上で、相互に合意する条件に基づく契約を結び、その上で利益配分していく考え方。これまでもボンガイドラインによって個別の契約は行われていたが、それを各国の法律上位置づけられるような国際的なルールが今回作られた。

・これが法律になるか、ガイドラインになるかは国によって今後検討されるが、議定書に基づいて措置をとることは決まっている。

「ABSに関する名古屋議定書の骨子」

- ・各国の利用者がこのルールを守っているかをチェックする監視機関を一つ以上設けることが議定書に入っている。
- ・この議定書は50ヵ国以上加入しないと発行されないため、各国内の体制が整った段階で実際に効力を持つてくる。

「ABS名古屋議定書 期待される成果」

- ・国際的なルールが決まったことで、単に遺伝資源を保護する立場だけではなくて、遺伝資源にスムーズなアクセスが図られ、利用者と提供者の両者にとって利益のある仕組みが今後も期待される。

「SATOYAMA イニシアティブ」

- ・愛知目標のビジョンにある自然との共生を、まさに推進していく国際的な取組である。
- ・COP10 期間中に国際パートナーシップの発足式を行った。

「生物多様性と生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム (IPBES)」

- ・生物多様性に関する科学的な知見をどのように政策に結び付けていくか、新しいプラットフォームを作るべきという議論についての決議が採択された。

「生態系と生物多様性の経済学」

- ・生物多様性を経済的側面から捉えて、実際の経済活動や政策の中に反映していこうという動きも大きな話題であった。

「地方自治体と生物多様性に関する愛知・名古屋宣言」

- ・各国の取組も重要だが、地方自治体、都市レベルでの取組が重要であることも改めてCOP10 で強調された。

「COP10 を踏まえた今後の課題と対策」

- ・多くの決議が採択されたが、これらを社会のあらゆる側面へ浸透させ、生物多様性を主流化していくことが一番の課題である。

「日本の生物多様性回復イメージ」

- ・生物多様性の回復のイメージを頭に描きながら、全ての関係者が連携していくことを、これから実際にやっていかなければならない。

「生物多様性の認知度」

- ・生物多様性の認知度は近畿地方でも31.8%なので、100%に至るまではまだまだ長い道のりがあるので、いろんな取組をしていきたい。